

議案第 5 1 号

おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について

おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例（平成 2 6 年おいらせ町条例第 1 3 号）の一部を改正する条例
を別紙のとおり定める。

令和 元 年 6 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚
生労働省令第 6 3 号）の一部改正に伴い、これに従い定めた本条例に所
要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年おいらせ町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。